

『社会保障や教育・暮らしの制度の改善と充実、地域経済を守り切実な要求実現を求める要望書』に対する回答

I 桜井市の環境問題について

1. 「グリーンパーク」へ持ち込む、ごみ処理料金とゴミ袋料金を引き下げて下さい。袋の強度および形状の改善をはかって下さい。

【回答】（環境部）

ごみ処理料金につきましては、平成12年10月にごみの有料化と併せて処理料金の見直しを図り、段階的に経過措置を講じてきたところでありますが、環境の保全を図り、ごみの減量化と資源の有効利用を図るために、市民の皆様に応分の費用負担をお願いすることはやむを得ないと考えております。

また、指定収集袋の料金につきましては、平成12年10月に有料化を実施して以降据え置いており、現在のところ料金の引き下げは考えておりません。

指定袋の強度につきましては、一般家庭用で0.04ミリの厚みを確保しており（通常の市販品は0.02～0.03ミリです。）、通常の使用の範囲では問題がないと考えております。これについては、外部検査機関への検査依頼や製造業者の責任において品質の確保をしておりますので、ご理解をお願いします。

尚、指定袋の形状につきましては、製造コストの上昇等、市民の皆様に今まで以上のご負担をお願いすることに繋がるのが懸念されますので、現在のところ変更は考えておりません。

2. 市民のごみに対する市民の考え方の変化や桜井市の人口の減少などで、ごみの量は毎年減ってきています。1年間のトン当たり、あるいは一人当たりのごみ処理経費が今後も高くなっていきます。日立造船との14年8ヶ月のごみ焼却炉等長期運営管理委託契約96億2千万円については協議の上、見直して下さい。

【回答】（環境部）

ごみ焼却炉等長期運営管理委託業務の精算協議の中に処理量に基づく精算があります。

焼却炉運営委託では、平成20年契約時の可燃ごみ処理量の年間20,000トンを基準に、プラス・マイナス5パーセントの範囲では精算しない設定をしており、19,000トンから21,000トンまでの範囲以内であれば、精算は発生しません。

桜井市の近年の可燃ごみ焼却量は、現在、年間約19,000トン前後で推移してお

ります。

ごみ焼却炉等長期運営管理委託業務契約は、ごみ量だけではなく、契約後14年8ヶ月の間に実施しなければならないすべての修繕・点検の費用も含まれた包括委託であり、用役費についても契約前3年間の実績を基準に算出し、財政的な支払いに無理のないように平準化し、十分検討の上で市議会において承認いただき現在に至っておりますので、ご理解をお願いします。

3. 日立造船との長期ごみ焼却炉棟管理委託について、運転管理から保守点検、補修、資材の調達や物品管理などを委託業者に一括管理させているので、炉の効率的な運用がなされているのか、あるいは事故が起こっていても市ではつかみにくいので、地方自治法234法に基づいて環境省や国土交通省が推奨している、高度な知識や技術をもった第三者機関(スーパーバイザー)を入れて監視と指導をさせて下さい。

**【回答】(環境部)**

ごみ焼却施設の運営にあたっては、市が求めた要求水準が確実に履行されていることを業務監視(モニタリング)することが極めて重要なことから、市職員の技術職による毎日の運転日誌の確認、及び月1回のモニタリング会議による炉の運転状況・運転計画・修理状況・修理計画等を確認し、運営監視を行っています。

また、定期点検時・各種分析、測定時における立会検査を実施し、炉の効率的な運用がなされているかどうかを確認して、不具合があれば事業者に対し適宜改善指導しております。

4. 大阪湾広域臨海環境整備センターに運び込まれた桜井市グリーンパークごみ焼却場の処理灰から、環境基準以上のダイオキシンが測定されました。なぜ基準以上のダイオキシンが発生したのか、徹底的な原因の究明と対策をとって下さい。

**【回答】(環境部)**

この施設は地域住民皆様方の協力のもと、平成14年に竣工し、以後12年間順調に稼働してきました。その期間に実施した煙突から出る排ガス及び処理灰のダイオキシン分析結果は、すべて基準値を満足しており、施設の性能上からも問題なく稼働していたと考えています。

今回搬出された処理灰を調査した結果から、焼却炉の停止後に排ガス冷却設備内部の付着灰を除去した清掃灰が混入したことにより部分的に基準値超過の原因となった可能性が高いと考えています。

焼却炉停止後の清掃は、年6回程度行う作業であり、清掃灰はその際に発生するものです。今後、付着灰の清掃により発生する清掃灰は特別管理廃棄物として適正に処分することとします。

現在、原因の詳細につきましてはダイオキシン類の基準値超過に係る第三者検証委員会において検証中であります。

なお、7月28日に清掃灰を含まない処理飛灰を採取して分析した結果基準値を満足していることが確認されています。

5. 高田地区産業廃棄物最終処分場の埋め立て事業は終了しましたが、市は県とも協力をしながら処分場の悪臭対策、水質管理、産廃場の崩落防止対策について、安全が完全に確認されるまで監視を続けて下さい。

**【回答】（環境部）**

市といたしましては、平成26年5月28日に当該最終処分場及び周辺的环境保全を図ることを目的として、事業者と環境保全協定書を締結しました。今後も、臭気検査や水質検査を行い、指導監督責任のある県と緊密に連携を図りながら、事業者責任において維持管理が適正に行われるよう十分な監視を行っていきたいと考えております。

6. 奈良県は放射能ホットスポットがあることが懸念されているので、放射能測定機を小学校単位で設置し、教育環境・生活環境の安全のために測定し公表を行って下さい。

**【回答】（環境部）**

東日本大震災に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故以来、奈良県では文部科学省の委託を受けて、県内4ヶ所で空間放射線量率の常時監視を行っており、測定を開始して以来、正常値の範囲内となっております。

桜井市におきましても奈良県景観・環境総合センターより、空間放射線量率測定器（サーベイメータ）を借りて、本庁舎及びグリーンパーク敷地内及び纏向小学校と初瀬小学校付近の4ヶ所におきまして、平成25年11月13日に空間放射線量率の測定を行いました。測定結果については、いずれも正常値の範囲内でした。

今年度につきましては、大福小学校付近を加えた5ヶ所で11月に測定をする予定であります。

7. 原発依存から自然エネルギーへの転換について、早く「地域新エネルギービジョン」の策定を行って下さい。その上で①民間住宅での太陽光発電の設置費用に対して補助金制度を拡充して下さい。②河川の水を貯めることなくそのまま利用する小水力発電について調査や研究を行って下さい。③木質バイオマスの熱利用として市内の製材業者や森林組合と協力して、製材から出る木片や間伐材を利用して、木質チップや木質ペレットとして利用して下さい。

**【回答】（環境部）**

奈良県においては、平成25年3月に県エネルギービジョンを策定しましたが、桜井市として地域新エネルギービジョンの策定は、今のところ予定しておりません。

- ① 桜井市におきましても、平成25年7月1日から住宅用太陽光発電システム設

置奨励金交付制度を開始しました。奨励金の交付については、桜井市商工会が発行する1件当たり5万円分の桜井市内共通商品券により交付しております。昨年度、今年度とも募集件数60件で、平成25年度は40件、平成26年度は9月末時点で49件の申請がありました。制度の拡充等につきましては、国内の情勢や桜井市の地域特性等を踏まえながら、検討していきたいと考えております。

- ② 小水力発電の導入にあたっては、安定した水量の確保、水利権の有無、設置箇所、事業の採算性等検討すべき課題も多くあります。これらの事を踏まえた上で、引き続き調査・研究を行って参りたいと考えております。
- ③ 木質バイオマスとして有効活用することは非常に有意義であります。端材や廃材等の貯蔵場所や加工コストの採算性など課題も多いと考えられます。今後も導入事例等を参考に調査して参りたいと考えております。

## II 福祉・医療制度などの社会保障制度のより一層の充実について

1. 市内に夜間救急外来を早急に設置してください。また、休日診療所はできるだけ小児科の医師を配置し2人体制にして下さい。

### 【回答】（健康推進課）

夜間救急外来につきましては、かねてからの課題でありました。この課題解決のため、昨年度末に、市の重点施策として議論するため、桜井市地域医療福祉懇話会を立ち上げました。この懇話会で平日の夜間診療の充実及び休日診療所の運営と役割等について、協議を重ねているところであります。

なお、各医療機関においては、医師不足また医師の高齢化のため、休日診療所に派遣いただく医師の2人体制につきましては、困難だと考えます。

2. 子どもの医療費助成制度を通院についても中学校卒業まで拡充し、窓口無料の制度にして下さい。

### 【回答】（保険医療課）

平成26年度から、県の助成拡大に伴い、中学校就学児童の入院まで助成を拡大したところであります。現在、通院助成について県の基準は就学前児童までです。小学校・中学校就学児童の通院助成を拡大することは、市における少子化対策、定住促進につながる施策と思われませんが、県の基準を超えて助成する場合、基準を超える分は全額市の一般財源となり、新たに約4000万円の財源を要することから、本市の厳しい財政状況を踏まえ、制度の変更は困難であります。また継続可能な制度とするためにも慎重に検討する必要があり、引き続き現行制度のとおり運営して参りたいと考えております。

3. 生活保護制度を充実させ、人間らしく生きるために

- 1) 生活保護費の財政負担割合を全額国庫負担とするよう、実現するまで繰り返し国に求めて下さい。なお、生活保護行政にかかわる職員の人件費・事務費も含めて下さい。

**【回答】（社会福祉課）**

**毎年要望しておりますが、負担割合を全額国庫負担とするよう、今後も要望してまいります。職員の人件費、事務費等も含めて要望してまいります。**

- 2) 低所得者が必要とする食費や日用品費は上昇しています。憲法 25 条を守り、法の精神を実現するために、生活保護基準の切り下げをやめ、引き上げるよう、国に要望して下さい。

**【回答】（社会福祉課）**

**生活保護制度の運用については、国の取り扱い基準を遵守し、実施しているところであり、改善点があれば要望してまいります。**

- 3) 保護課ケースワーカーの過重負担を解消するために、警察官 OB の配置ではなく基準に示されているとおり、ケースワーカーの増員を行って下さい。

**【回答】（社会福祉課）**

**平成 25 年 4 月にケースワーカーを 7 名から 8 名に増員しましたが、1 名あたりの担当世帯数は国の基準を上回っている状態であり、ケースワーカーの過重負担を解消し、生活保護の適正実施のためにも、ケースワーカーの人数が国の基準（1 ケースワーカーあたり 80 世帯）となるよう引き続き努力してまいります。**

- 4) 生活保護行政の実施に当たっては法令通り正しく丁寧に行ってください。保護申請者、保護受給者、市民の多くは生活保護制度について大変理解しにくいのが実情です。また、臨時に支給可能な項目については受給者に対し丁寧にわかりやすく説明して下さい。通院移送費については厚労省通達に従って全ての申請について支給して下さい。また、受給者には繰り返し広報を続けて下さい。

**【回答】（社会福祉課）**

**生活保護の実施に当たっては、適正かつ丁寧な対応を心がけており、今後も徹底してまいります。また、制度や支給可能な項目の説明についても受給者に丁寧にわかりやすく説明してまいります。通院移送費については、一定の要件を満たせば支給可能です。広報については、生活保護のしおり等、これからも広報を続けてまいります。**

- 5) 生活保護世帯を含む低所得世帯の夏期・冬期一時金（電気代・灯油代）の臨時的補助を市独自の福祉施策として実施して下さい。熱中症など、最近の状況を見れば市民生活の安定のためには是非とも必要な施策です。生活保護世帯についても一カ月につき八千円までの支給ならば、多くの世帯においては生活保護法上も何ら問題にならないはずです。

**【回答】（社会福祉課）**

市独自の制度化は非常に困難です。現制度での対応として冬季加算を11月から3月までの4ヶ月間（暖房代）として支給しております。夏季においては生活保護制度上の加算がなく、市独自の臨時的補助は、財政状況が厳しいこともあり困難な状況であります。

4. 安心して日常生活を送ることができるために

- 1) 低所得者に対する生活交通費の支給を制度化すること。

**【回答】（社会福祉課）**

支援の必要な低所得者に対しては、生活保護等の支援制度があり、その扶助において、日常生活にかかる費用も含めた額が支給されているものと考えます。これら既存の制度を運用することにより、必要とされる支援を行うことができるものと考えております。

- 2) 日常生活に欠かせない買い物がスムーズにできるよう、コミュニティバスのような交通手段を整備すること。

**【回答】（行政経営課）**

公共交通は、日常生活における通院、通学や買い物等の生活路線として整備をいたしております。

運行にあたっては、鉄道駅や既存のバス停からの距離を勘案し、それぞれの地域特性に応じた交通手段の整備を行っているところです。

利用者は年々減少しておりますが、高齢化の進展に伴い、公共交通の必要性はますます高まっています。平成27年度には新たなルートを設定し、利便性の向上を図って、公共交通の利用促進を行ってまいります。

5. 介護保険制度の充実のために

- 1) 第6期介護保険事業計画策定にあたっては、要支援者向けの訪問・通所サービスを介護保険制度から排除する、「新たな介護予防・日常生活支援総合事業」を導入せず、現在の要支援サービスを継続してください。また、介護認定の申請権を侵害しないで

下さい。

**【回答】（高齢福祉課）**

介護保険法の改正で、予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じ効果的・効率的な取り組みができるよう地域支援事業への移行となりました。多様な生活支援を充実することで、地域の支え合い体制づくりの推進を目指すものであります。市が担う総合事業の内容を十分検討して、要支援者に対する効果的・効率的な支援が可能となるよう進んでまいります。

また、介護認定の申請受付については、窓口において必要に応じ全員の方に受付を行っています。

- 2) 介護認定の申請については全てを受け付けてください。要支援者への介護用ベッド・車椅子の貸与、送迎支援について市独自の補助を行って下さい。

**【回答】（高齢福祉課）**

受付窓口では、介護保険の改正により変更点はありますが、相談に来られた方に必要なサービスを提供できるよう本人の状況を確認させていただき申請を受付することになります。また、市独自の補助につきましても、介護保険法でのサービスの提供と考えております。

- 3) 介護保険による各種サービス利用に於ける利用者一部負担金に市としての補助制度を作ってください。特に低所得者のホテルコストについて具体的な補助を実施して下さい。

**【回答】（高齢福祉課）**

介護保険法では、自己負担のある一定額を超えた時は、申請することにより、その超えた分が払い戻され、負担が軽くなる仕組みになっています。ホテルコスト（食費、居住費）については、低所得者の方の利用者負担は、申請することによって所得に応じた一定額（負担限度額）となり、負担の軽減が図れる制度になっております。よって利用者一部負担金として市が補助を行うことは考えておりません。

- 4) 要介護で施設入所を希望している人の人数を把握し、待機者ゼロへの計画を立て、必要な施設を整備すること。一人暮らしの認知症に対する対策を確立すること。

**【回答】（高齢福祉課）**

老人施設整備については、「第5期介護保険事業計画（平成24年度～平成26年度の3か年）」に基づき整備・実施しているところです。平成24年度に、特別養護老人ホーム、グループホーム各1か所、平成25年度に、介護老人保健施設1か所の募集を行い、施設の増設を図ったところであります。

これらの増設により、施設等や訪問介護事業所などのサービス利用者が増加してお

ります。

現在、第 6 期の介護保険事業計画の策定中であり、認知症の方に対する施策についても、介護保険法の改正内容も合わせ検討してまいります。

## 6. 国民健康保険の充実と健康増進に向けて

- 1) 各種の福祉医療制度をより充実させるために市単独での施策を実施して下さい。特に障害者医療費補助・母子医療費補助における受診者の一部負担金をなくして下さい。

### 【回答】（保険医療課）

福祉医療制度につきましては、障害者医療・ひとり親家庭医療ともに、県要綱どおり通院 500 円、14 日以上入院 1,000 円の自己負担金以外は補助を実施しています。これらは、奈良県の制度として実施しておりますので、一部負担がなくなると、乳幼児医療助成を含めた福祉医療費助成事業全体で、約 2700 万円の財源を要することから、市の負担が大きくなり、単独での実施は困難であります。また、一部負担金は、広く薄く支えあうという負担でありますのでご理解をお願いいたします。

- 2) 一人親世帯の医療費助成制度を現物給付で窓口無料にして下さい。

### 【回答】（保険医療課）

福祉医療制度における医療費助成は、県、県下市町村及び県医師会等の関係者で構成された「福祉医療検討委員会」の提言を踏まえ、平成 17 年度から「自動償還払い方式」により奈良県統一で助成しております。

窓口負担をなくす「現物給付方式」を導入することは、審査支払い機関である奈良県国保連合会・支払基金及び各医療機関などと支払方法についてシステムを構築するなど、県医師会等の関係団体の理解と協力の下、県下市町村の合意形成が必要となり、桜井市単独で実施することは現実的に無理な状況です。

奈良県全体で取り組むべき課題として、今後の検討と考えております。

また、福祉医療助成を現物給付化すると頻回受診や重複受診が増え、医療費が増大するとの解釈から、国は国民健康保険に係る国庫負担金の減額調整を行います。厳しい国民健康保険特別会計の状況からも、現在のところ現物給付化は難しい財政状況と考えております

- 3) 国保税の一世帯当たり一万円の引き下げに取り組んで下さい。また保険料の滞納を理由とする保険証の取り上げ、資格証や短期証の発行をやめること。

### 【回答】（保険医療課）

国保税の引き下げについては、医療費が依然として高い水準で推移し増加傾向であることから、安定的な国保財政を図る観点から困難であると考えます。また、滞納世

帯に対する資格証・短期証の発行に際しては、納税相談等により世帯の状況を十分把握し取り組んでいきたいと考えています。

- 4) 特定健診について、市民に広く内容を知らせるとともに、受診項目をさらに広げるなど受診率の向上に努めて下さい。また国保受診者からの一部負担金の徴収を行わないで下さい。

**【回答】（保険医療課）**

市としましては、受診率向上をめざして、広報誌による周知を実施しております。また、未受診者への受診勧奨はがきの送付、電話での受診案内、医療機関へのポスター配布など、特定検診・特定保健指導の必要性・重要性を説明することにより、地区医師会の協力のもと、受診率アップに向けて努力しています。受診券なしでも、医療機関の窓口申請書を備えておりますので、それに記入して受診できます。なお、一部負担金の無料化については、現在、財政的には厳しいため実施困難と考えます。

- 5) インフルエンザ予防接種に対する公的補助を全年令に拡大するとともに、障害者、母（父）子家庭への補助を拡大し、低所得者、生活保護世帯等に対する補助を受ける手続きを簡素化して下さい。また、65歳以上の人の自己負担金を減額して下さい。

**【回答】（健康推進課）**

65歳以上の人に対するインフルエンザ予防接種は、法律上定期の予防接種となっていることから、一部公費負担を実施しています。

生活保護受給者については、「生活保護受給者証」を病院窓口で提示していただければ、無料で接種できるように改善しています。

低所得世帯（非課税世帯）に該当される人については、保健会館に来ていただき手続きをしていただいておりますが、来館が困難な場合は、家族や代理人での対応も認めています。

65歳以上の人の自己負担金については、国の基準が概ね3割とされていることから、現行の1,500円の自己負担金でお願いします。

- 6) 夜間診療にてインフルエンザを接種される低所得世帯の方の確認作業を夜間もできるようにして下さい。

**【回答】（健康推進課）**

低所得世帯（非課税世帯）に該当される人は、保健会館にきていただき自己負担金免除の手続きをしていただいております。該当される人については、無料の予防接種予約票を交付しています。

今後も、保健会館の開館時間内での確認とさせていただきたいと考えています。

- 7) 肺炎球菌ワクチンの接種について、一度も公費での接種を行っていない場合は公費での接種を可能にして下さい。また5歳ごとの年齢制限を廃止し、対象年齢内はいつでも接種可能にして下さい。

**【回答】（健康推進課）**

高齢者用肺炎球菌ワクチンについては、予防接種法等の改正により、本年10月から定期接種となりました。

公費で接種を受けていただけるのは、生涯で1回限りで、今まで市が任意で行っていました肺炎球菌予防接種、また自費で肺炎球菌予防接種を受けた人は対象外となります。

対象年齢については、国が定めた対象年齢が、65歳から100歳までの5歳きざみの節目の人と101歳以上の人となっていますので、ご理解いただきたいと思えます。

**Ⅲ 地域経済と地元中小業者の営業と暮らしを守る課題について**

1. 中小業者の経営危機は深刻さを増すばかりです。この機会に全市民を対象にした生活実態調査を行い、自営業者をはじめ農民・労働者・高齢者など市民各層の生活実態と諸要求を掌握し、市民一人一人が大切にされる具体的政策を講じて下さい。また、この間設置された市民協働課を市民や各種団体に広く知らせるとともに、地域の活性化に向けた取り組みを進めて下さい。

**【回答】（健康推進課）**

中小企業の支援対策として、中小企業融資の利子の一部補給及び債務保証料の補給を行っています。また木材産業への支援対策として、融資に対する利子の引き下げを行っています。

地域活性化に向けた取り組みとして、市内商店街で行われるイベント等に対し補助を行っています。（商店街活性化事業補助金 平成25年度新設）また、市内で製材された木材や奈良県産材を使用して住宅を新築または増築した場合に奨励金（市内共通商品券）を交付しています。（市内製材木等利用促進奨励金 平成25年度新設）その他、まほろばセンター内に市民活動交流拠点と奈良県立大学のサテライトを設置し、市民団体や大学との協働によるまちづくりを推進しています。

**【回答】（市民協働課）**

平成25年2月からまほろばセンターに市民活動交流拠点を開設し、運営協議会への登録の募集チラシの全戸配布を行い、現在26団体の登録があり、毎月運営協議会を開催することで団体相互の交流を深めています。

また、市民活動への支援としまして、市内で公益的な活動をする団体が行う取り組

みに対して「桜井市市民協働推進補助金」を交付することで、地域の活性化に向けた協働のまちづくりを進めています。

2. この間、国保税や固定資産税、住民税の滞納に対して「運転資金の差し押さえ」が起きている。長引く不況で、今までに経験したことのないような経営難に陥っている中小業者の死活問題になる運転資金の差し押さえはやめて下さい。  
納税困難ケースについては、預金の差し押さえ後も運転資金などが含まれている場合もあるので、納税者と十分話し合いをして、差し押さえ解除・分割・延納も含めて相談に応じて下さい。市民の目線に立った心の通った対応をお願いします。

#### 【回答】（税務課）

市税、国保税については、貴重な自主財源の確保及び公正・公平の確保の観点から、徴収の強化に取り組んでいるところであります。

納税困難ケースについては、納税に向けて分納等も含めた納税相談にも応じております。ただ、支払い能力があるにもかかわらず、未納状態が継続されている場合は、十分調査をして、必要に応じて、法に基づき滞納処分を行うこととなります。

#### （確認事項）

市税、国保税ともに「売上の差し押さえ」を行ったケースはなく、預貯金（普通）の中に含まれている場合は確認が出来ない。

3. 「住宅相談窓口」を設けて、住まいづくりアドバイザーが住宅の耐震化など技術的な相談に応じる「既存木造住宅耐震改修事業補助制度」の実施を引き続きおこない、「住宅リフォーム助成制度」を桜井市でも早期に実現して下さい。

#### 【回答】（営繕課）

住宅リフォームは、効率的かつ経済的に行うことが必要なことから、その技術的な相談や耐震補強についての窓口として、6月から偶数月の第3木曜日に「住宅相談窓口」を設けて、住まいづくりアドバイザーが相談に応じております。

また、木造住宅の耐震改修補助につきましては、件数に制限がありますが「既存木造住宅耐震改修事業補助制度」を昨年度に引き続き実施しております。

なお、「住宅リフォーム助成制度」につきましては、財政面の課題もありますが、引き続き慎重に検討してまいりたいと考えております。

## IV 子育て支援（次世代支援行動計画）について

1. 保育所・幼稚園および避難所の耐震化を含む改修を早急に行ってください。また、避難所になる小学校等は耐震化されているが、ハザードマップなどの徹底や市民に避難経路など周知させるよう、表示板や避難訓練など行って下さい。

**【回答】（児童福祉課、教育委員会 総務課）**

**保育所の耐震改修**

現在、第1保育所で耐震改修工事を実施しております、この施設は避難場所ともなっております。

残る保育所・幼稚園の耐震改修につきましては、子ども子育て支援事業計画の具体化やファシリティマネジメントの検討なども併せて検討してまいりたい。

**【回答】（危機管理課）**

公の指定避難所の耐震化の促進については、その費用が莫大になることから、民間事業者のご理解・ご協力を求めその施設を指定避難所と位置づけられるような手法についても検討を進める必要があると思われまます。

避難所経路につきましては今年、避難所台帳整備にあたり避難所の構造等の調査を行っていることから、それとあわせて避難所周辺のルートにつきましても安全確認の調査をしたいと考えております。

現在、指定避難所の所在については、ハザードマップ等に記載し周知しているところであります。表示版については、電柱等に既に設置（1避難所当り4箇所）を行うとともに、各小学校（旧上之郷小学校を含む）校門付近にサインポールの設置を行っております。

避難訓練の実施については、住民参加型の訓練として、地域内の自主防災会や自治会等との連携により発災時の消火活動や避難所開設や運営を想定した訓練を実施しております。今後、総合的な防災訓練の実施に向けてどのような方法で行えるか検討しているところです。

2. 市内保育所を民間委託することはおこなわないで下さい。すでに民営化された、第4保育所（桜井学園）についても公立保育水準や環境の質など低下させないで下さい。認定子ども園のような新システム導入はしないで下さい。

**【回答】（児童福祉課）**

桜井学園を含む市内の公立幼稚園や公立・私立保育所にいつましても、子ども子育て支援法等により施設型給付事業となります。

これらの施設の今後のあり方については、子ども子育て支援法等の趣旨である「質の高い教育・保育のあり方」の具現化にむけてさらに検討してまいりたい。

また現在、桜井市子ども子育て会議において、就学前の教育・保育のあり方についても、「桜井市子ども子育て支援事業計画」策定の中で検討を行っているところです。

3. 安倍幼稚園、桜井西幼稚園の3年保育を速やかに実施して下さい。

**【回答】（教育委員会 学校教育課）**

桜井市として、現在「子ども子育て会議」をもち、今後の桜井市の子育て支援のあり方について議論をいただいているところです。そこでの意見を踏まえながら、桜井西幼稚園、安倍幼稚園について、検討してまいりたい。

4. TPP 問題などで食の安全に対する市民の関心が高まっています。放射能汚染に対する対応を行って下さい。そして学校給食においては、国産、地場産食材を使用し、その比率を上げて下さい。また、学校給食センターの民営化は安心・安全が脅かされる懸念があります。これからも現在の給食水準を確保して下さい。

**【回答】（児童福祉課）**

保育所における給食の食材については昨年度に引き続き放射の検査を実施しているところです。

なお、食材の調達につきましては基本的に地産地消の観点から県内産を中心に提供できるよう努めております。天候や購入量等により確保ができない場合は国内産で調達できるように努めているところです。

**【回答】（学校給食センター）**

現在市場で流通している食材は、産地において国の指示に基づき放射能検査が行われ、安全が確認されているところではありますが、引き続き食の安全については、最優先として食材の調達、調理を行っていきます。また、使用する食材につきましては、すべてを国内産で調達することは困難ですが、できるだけ国内産や地元産の食材を購入し、地産地消に努めているところです。

学校給食センターの民営化については、施設を別敷地に新築し、完成時に給食調理業務の民間委託を導入すると市の行財政改革アクションプランによって進めてまいります。また、民間委託後も、献立作成、安全で安心な食材料の確保、衛生管理等については、これまでどおり、桜井市が責任をもって行い、安全で安心な給食を提供してまいります。

5. いじめのない小中学校にしていくために、①学校が保護者の力も借りて共同の力で解決していくために、情報を共有できるようにして下さい。②市内小中学校のスクールカウンセラーを増やしてして下さい。

**【回答】（教育委員会 学校教育課）**

① いじめのない小中学校にしていくためには、家庭・地域・関係機関の連携が必要であり、特に、保護者の協力は不可欠であると考えております。そのためには、情報共有することは重要で、各学校では、「学校だより」、「学年・学級だより」、「学校ホームページ」など、工夫をして発信し、「授業参観」や「懇談会」、「PTA 活動」、学校によっては「オープンスクールの開催」など、行なっております。また、地域・保護者との連携を深めるため、全小中学校で「奈良県学校・地域パートナー

シップ事業」を展開しております。

- ② スクールカウンセラーにつきましては、現在、小中学校が相談できるように、4中学校区に各1名、計4名のカウンセラーを県負担2名、市負担2名の配置をしております。いじめ、不登校、虐待など子どもたちの精神的な負担を軽減し、解決するカウンセラーの必要性は増加していると考えています。今後も、より充実するよう県への要望をしまいたいと考えております。

6. 市立図書館の閉館時間は、現在、午後5時半ですが市内中心部から離れているため平日は通勤、通学の利便性を考慮して午後7時まで延長して下さい。また、読書会サークルなどが利用しやすいように無料で会議室を使用できるようにして下さい。

**【回答】（教育委員会 社会教育課）**

図書館の開館時間については、要望を受け平成21年度より30分拡大し、午前9時から午後5時までとなっています。また、平成25年度から指定管理者の企業努力により、期間を定めて午後7時と午後8時まで夜間の開館を試行しているところです。この件については試行の結果を踏まえながら検討していきたいと考えております。また、研修室の利用につきましては、特定の団体を優先することなく、受益者負担をお願いしております。

7. 市内で安心・安全で遊べるよう公園整備、遊具の点検と設置、親子で集える大型公園などの新設をして下さい。

**【回答】（都市計画課）**

公園の新設や大規模な整備につきましては、財政上の理由から現在は事業を休止しています。それにより公園のバリアフリー化、遊具の新設等は予算化できない状況にあります。既存の遊具につきましては、安全点検を実施し、修理が可能な遊具については修繕を実施し長寿命化を図っています。また、危険と思われる遊具については使用停止や撤去を行い、老朽化が起因となる事故が起こらないように対処しています。

**【回答】（児童福祉課）**

子どものひろばにつきましては3年前に遊具の総点検を行いました。緊急を要する個所から修繕や遊具の撤去を行っているところです。

**V 桜井市高齢者総合福祉センター「竜吟荘」について**

桜井市では高齢化率が25%をこえています。そういうなかで高齢者総合福祉センター「竜吟荘」の果たす役割は大きいものがあります。平成26年度から浴場施設が利用者負担で再開され、センター行きのコミュニティバスの料金が往復200円で利用できる

ようになりましたが、あまり施設の利用者が増えていません。コミバスの利用者がほとんどいないからです。早期に廃止をされた巡回バスを再運行して下さい。

**【回答】（高齢福祉課）**

ご指摘のように、施設利用者は当初の予想を下回っている現状であります。

浴場の再開に際して、コミュニティバスを高齢者福祉センター前を停留所として、午前・午後各2便乗り入れしていますので、ご利用お願いいたします。

また、巡回バスにつきましては、第2次行財政改革で廃止となりました。

再開にむけては財政的な負担も大きくなりますことから、困難であります。

**VI 桜井市の纏向遺跡等の観光地について**

1. 各公園や観光要所駐車場のトイレを設置し、整備を進めて下さい。なお桧原神社・ホケノ山古墳・吉備池廃寺、纏向遺跡周辺は観光客も多く整備を急いで下さい。

**【回答】（都市計画課・観光まちづくり課・文化財課）**

各公園や観光要所駐車場のトイレの施設維持、補修に関しては、緊急性の高いものから順次予算化し修繕等を実施している状況です。

2. 纏向遺跡の発掘調査はわずか5%です。纏向遺跡の全容解明と整備を急ぎ、遺跡を市の活性化につなげていくためにも保存に関しては部分保存にとどまらず全面保存と国の史跡指定を受けて下さい。

**【回答】（文化財課）**

纏向遺跡につきましては、遺跡区域が非常に大きく、さらには区域内にいくつもの集落が点在していることなどから、全体を史跡指定するという事は、非常に困難な状況にあります。

そのため、史跡指定については、遺跡内の古墳群や集落中枢等など調査の完了した重要地域から史跡指定するように国から指示されており、平成25年10月大型建物が出土した辻トリイノ前地区の一部及び旧纏向小学校跡地が史跡指定となったところであります。

3. 旧纏向小学校跡地について、遺跡の拠点としてガイダンスやトイレの設置など、便益施設の整備を急いで下さい。

**【回答】（文化財課）**

纏向遺跡全体をどのように保存活用するのか、将来構想について周辺環境を含め、マスタープランとなる「保存管理計画」及び「整備活用計画」の策定を進めているところです。

計画の策定に当たっては、国、県等との調整が必要であり、「桜井市纏向遺跡保存管理・整備活用計画策定委員会」での審議により、整備方針をまとめ、総合的な年次計画を立て事業を進めていきたいと考えています。

旧纏向小学校跡地につきましては、ほぼ遺跡の中心にあたり、JR 巻向駅にも近いことから、最優先として、纏向遺跡の拠点としてガイダンスやトイレ等の便益施設を含めた史跡整備をしていきたいと考えております。

**VII 私たちの身近で切実な願いです。早急に改善、実現して下さい。**

以下の危険箇所への安全対策を実施して下さい。

1. 国道 165 号線阿部交差点付近から済生会中和病院前に至っては歩道が途中までしかなく車がスピードを上げて大変危険です。改善などを行い歩行者の安全を確保して下さい。

**【回答】（土木課）**

国道 165 号線の管理区分は、桜井土木事務所となっております。実情を踏まえて要望いたします。

2. 観光や買い物で市内を安全に通行できるように自転車道の整備をして下さい。

**【回答】（土木課）**

自転車道の整備には、歩道または車道に十分な幅員が必要となりますので、現道の拡幅（用地買収）や歩道上の植樹帯（柵）の撤去等の課題があります。現状では、必要に応じ、交差点部等の段差解消や舗装面の修繕を行い、自転車の安全な通行に努めていきます。

3. 異常気象に伴う河川の氾濫が危惧される箇所として、寺川の整備、ならびに大和川の堆積物除去を定期的に行って下さい。また、市内河川で雑草が多く繁茂し豪雨災害の危険性が高くなる可能性があるため、早急に除草して下さい。

**【回答】（土木課）**

寺川及び大和川の管理区分は、桜井土木事務所となっております。実情を踏まえて要望いたします。

4. 大福慈恩寺線 JR 貯木場踏み切りにおいて、買い物客の車や自転車が頻繁に通過する為、踏み切りや周辺の道路を利用する児童や高齢者にとって大変危険箇所となっております。踏み切りの拡幅と通行の安全対策を急いで下さい。

**【回答】（土木課）**

JR 貯木場踏切の拡幅と歩道の確保につきましては、土木課といたしましても大

きな課題と受け止めており、平成25年度には踏切東側の用地買収を行いました。引き続き、踏切西側の用地買収に向け、地権者との交渉を行っているところです。協力が得られれば、早急に改善を行います。

5. 三輪の「出口橋」と大福の「相合橋」は老朽化が懸念されています。桜井市内のすべての橋の点検・改修工事をして下さい。栗殿、中和幹線高架下、一方通行の標識が分かりにくく、カーブミラーも少なく危険です。早急に改善して下さい。

**【回答】（土木課）**

市内の橋梁点検につきましては、平成24年度に完了し、その内83橋において、平成25年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定し、年次的に修繕を実施しております。ご指摘の「出口橋」につきましては、平成26年10月に修繕工事を発注致しました。また「相合橋」につきましては、県の寺川改修に併せて架け替えを計画していますが、再度、橋梁点検を実施し、安全確保に努めていきます。

カーブミラーにつきましては、現地を確認の上、平成25年度に1箇所設置いたしました。今後も安全確保に努めていきます。一方通行の規制標識につきましては、警察の管轄となりますので、実情を踏まえて要望いたします。

6. ヤマト桜井店跡地について、パチンコ店を経営している事業者と地主が出店のための契約を完了したと聞いています。周辺住民からは、「パチンコ店が出店すると車が増えて混雑するのでは」「ネオンサインや電光掲示板で宣伝されると光害になる」など、不安の声が広がっています。市として地域住民の声をよく聞いて事業者に伝えて下さい。

**【回答】（商工振興課）**

ヤマト桜井店跡地の活用については、かねてより近隣住民の皆さまから衣食住を満たす商業施設（SC）を誘致してほしいとの要望があり、その意向は当市からも地主である亀山製絲に伝え、住民生活の安定・向上を求めてまいりました。

しかし、その後において当該事業者との賃貸借契約を締結され、出店業種・業態については、契約事業者に委ねられているとの回答を地主より得ております。

各種法令を遵守した出店である限り、出店業種や業態に関して、市が介入できることではありませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上